

各私立幼稚園（私学助成により補助を受ける幼稚園）設置者様

大阪府教育庁私学課長

令和4年度教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）の  
交付申請書等【令和4年12月開始分】の提出について（通知）

標記について、下記のとおり事業計画書をご提出いただきますようお願いいたします。

**注意！！**

- ・本通知は令和4年12月から処遇改善を行う場合の申請方法、書類をお知らせするものです。
- ・令和4年11月までに処遇改善を開始し、既に本交付金に申請された園については、本通知による申請手続きは不要です。

記

1. 提出資料

(1) 交付申請書（様式1）※Wordファイルで提出してください。

(2) 総括表

(3) 交付申請額（上限額）の算定方法について

(4) 賃金改善に係る計画書（令和4年度）

(5) 「チェックリスト」（令和4年度）【申請】

(6) 基準月（令和4年11月）の給与明細

※(2)～(4)は事業計画書のExcelファイルに全てのシートが含まれています。Excelファイルを提出してください。

※PDFファイルで提出してください。必ず、上記の(4)に記載された教職員の全員が含まれるものを提出してください。

2. 提出方法

下記のインターネット申請画面より上記提出資料のデータを提出してください。

【インターネット申請】[提出用画面はこちら](#)（←Ctrlキーを押しながらクリック）

3. 提出期限

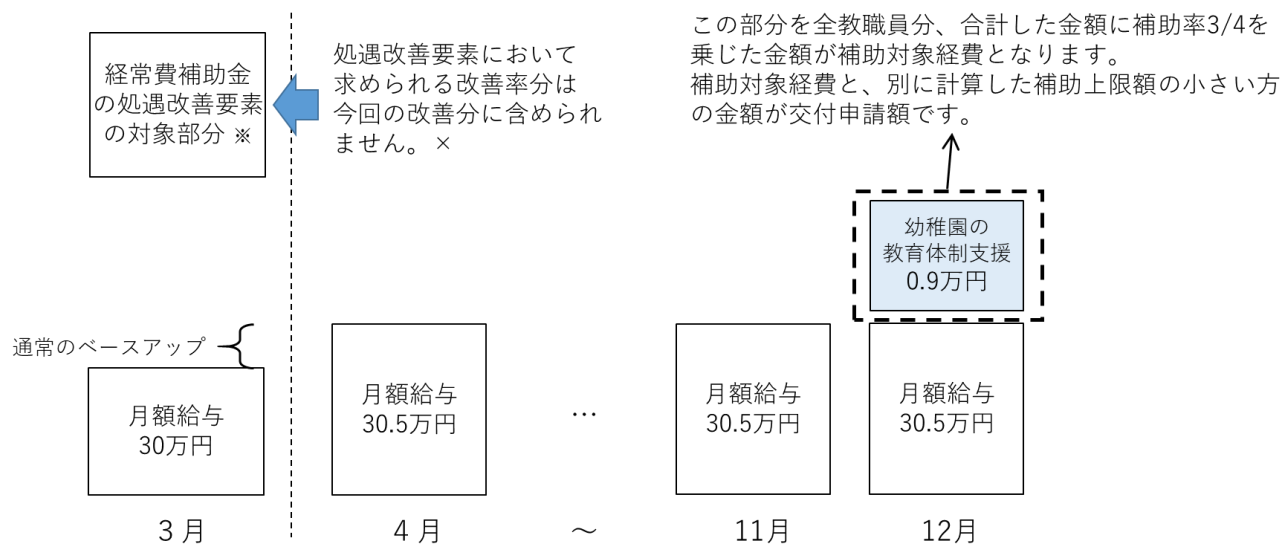
令和4年11月8日（火）

4. 補助事業の概要

- ・補助事業の実施期間：令和4年12月（令和5年1月以降は経常費補助金により措置）
- ・補助率：3／4（法人負担1／4）
- ・「[交付申請額（上限額）の算定]により計算した上限額」と、[補助対象経費]とを比較し、小さい方の金額が補助金交付申請額となります。全ての教職員に対して一律、月額9,000円または

3%の処遇改善を行う必要はありません。ただし、既存の経常費補助金の処遇改善要素による補助を受けている場合、処遇改善要素において求められている改善率分は、本補助における賃金改善見込額に含めることはできません。（下記の図は概念図です。詳細は事業計画書の様式やFAQを確認してください。）

#### 「教員A」の給与イメージ



※上記の図では分かりやすくするために、処遇改善要素の対象となる改善分を3月にまとめて支給したケースを例示しています。

#### 5. 注意事項

- ・本事業は私学助成により補助を受ける幼稚園が対象です。
- ・申請にあたっては、以下の資料の内容を十分にご確認ください。
  - 記載例
  - FAQ
- ・今回、交付申請書を提出するのは、令和4年12月から処遇改善を行う園です。
- ・令和5年1月以降は経常費補助金により措置する予定です。補助率が変わりますが、令和5年1月以降も12月以降と同じ賃金改善を維持していただく必要がありますので、ご注意ください。
- ・多数の園より質問いただくことが予想されますので、お問合せはメールにて下記のアドレス宛に送付いただくよう、ご協力をお願いします。

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ

電話：06-6210-9273

メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp